

いじめ事案の指導の流れ

岐阜市立岐阜商業高等学校

令和7年4月改定

いじめの疑いのある情報

教職員の目撃 本人からの訴え 保護者からの訴え
児童生徒等からの情報 アンケート など

さ 最悪を想定して
し 慎重に
す 素早く
せ 誠意をもって
そ 組織的に対応する

複数の教職員へ
報告・相談

情報をつかんだ教職員

校長 教頭

いじめ対策チームの組織

関係教職員を招集

組織的対応（流れ、役割等）

直ちに報告（報告様式&電話）

学校安全支援課へ報告

情報共有

学級担任

いじめ対策監

養護教諭

学年主任

生徒指導主事

部顧問

傾聴と共感

被害生徒

被害生徒保護者

安心

信頼

最優先で対応

- ・複数（2名以上）での聞き取り
- ・事実が特定できるまでは、聴取することに徹する

聞き取りⅠ

情報提供者

周辺の生徒（学級、班、部活等）

状況把握
情報集約

被害者が所属する集団のリーダー

被害生徒

聞き取りⅡ

すり合わせを
しながら
何度も確認

加害生徒

被害生徒

辛さや不安に
寄り添う

事実確認
事実の特定
全容把握

事実関係の概ね一致

家庭連絡Ⅰ

学校安全支援課へ報告 関係機関との連携

意識に迫る指導
（「行為」のみで
終えない）

加害生徒への指導

被害生徒への支援

当事者同士
の納得感

生き方に
関わる指導

校長 教頭

心に寄り添う
声かけ

思いを伝え合う場の設定

家庭連絡Ⅱ

保護者の困り感
に寄り添う言葉

校長 教頭

学校管理下で起きたこと
について謝罪 含

加害生徒保護者へ

学校で概要説明
指導の経緯
今後の指導方針

被害生徒保護者へ

家庭訪問で概要説明
指導の経緯
今後の指導方針

保護者の
正確な説明
の納得感

保護者同士の会の設定（学校立会い 原則）

学校安全支援課へ「収束」報告 関係機関との連携

支援・指導

見届け

組織的・継続的支援

指導・支援記録の整理・保管・共有・引継ぎ

校長、教頭、いじめ対策監、生徒指導主事、
学年主任、学級担任による繰り返しの見届け

- ・本人への聞き取り
- ・周りの生徒への聞き取り
- ・保護者への情報提供と聞き取り

いじめ事案の指導のポイント

早期発見	☐ 日頃より生徒同士の関係や動向を見守り、生徒のわずかな変化を見逃さない。 (欠席・遅刻・早退が増えた。保健室に行くことが増えた。一人である。表情が暗い等) ☐ 気になる兆候を察知したときは一人で判断せず、速やかに情報を共有する(学年団、教育相談等)。 ☐ 三者懇談で家庭での様子など保護者との情報共有に努め、連携を図る。 ☐ 迷惑調査の結果を担任・副担任で共有し、気になる点があれば迅速に実態把握に努める。	
情報共有	☐ 管理職に第一報 ☐ 複数の職員へ報告・相談(学年主任、学級担任、生徒指導主事等) * 情報元の生徒等から聞き取りを行う。 * 被害者が所属する集団のリーダーや周囲にいた生徒等から聞き取りを行う。 ☐ 周囲の生徒からいじめの情報提供があった場合 * その勇気ある行動を褒め、できる限り具体的な事実を聞き取る。 その際には情報提供者が誰なのか分からないよう配慮する。 * 騒ぎ立てたり、話を不用意に広めたりすることがないように指導する。 ☐ いじめ防止対策委員会を開催し、流れや役割等を確認 ● 会議の出席者と会議の内容等の記録をその都度確実に残す。	
事実確認	☐ 被害生徒・加害生徒から事情の聞き取り ☐ 教育相談係への相談状況等の確認 ☐ 情報を時系列で詳細かつ正確に記録(事実のみ 5 W 1 H で記載) * 被害者から行為としての事実の確認を共感的に聞き取る。 * 被害生徒には、教職員が必ず安全を守ることを伝え、加害生徒からの報復を恐れず真実を語るよう援助する。 * 加害生徒からの聞き取りでは、生徒が発言中に判定を下さず、いじめに至った背景や心情等、加害生徒の思いにもしっかりと耳を傾ける。(教職員は2名以上のチームで聞き取りをおこなう。) * 生徒自身に状況を書かせる。 * 生徒を別室で待機させる時は、不測の事態に備え、教職員を配置し一人にしない。 * 必要に応じて複数の情報のすり合わせを行い、正確な情報を集約する。 ☐ 事実関係の一致が認められ、全容が把握できたら管理職に報告 ☐ 場合によっては、関係機関(警察等)や中学校の状況を出身中学校等に問合せ ☐ 市教委および関係機関に第一報 ☐ 市教委および地域担当生徒指導主事に報告 ☐ 重大事案は県教委学校安全課生徒指導係に報告 * 電話連絡の後、第一報報告様式で報告 Tel058-272-1111(内線 8637)	
生徒への指導	被害生徒	加害生徒
	☐ 管理職より心に寄り添う声かけ ☐ 共感的理解に基づく指導・支援 * 本人の不安(疎外感・孤独感等)の払拭に努め、教職員が支えることを約束する * 今後の対応の在り方を、本人の要望を十分考慮して決定する * 下校時間までに指導が終わらない場合は家庭に連絡を入れる。 ☐ 謝罪の会の設定 ☐ 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア	☐ 管理職より生き方に関わる指導 ☐ 加害状況に応じた指導 * 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした態度を示す。 * 叱責や説諭にとどまらず、生育歴や人間関係、家庭状況等、生徒理解に努め、加害生徒の気持ちも理解しながら再発防止に向けた指導、支援を行う。 * 形式的な謝罪ではなく、心からの謝罪となるよう、粘り強く指導する。 * 下校時間までに指導が終わらない場合は家庭に連絡を入れる。 ☐ 謝罪の会の設定 ☐ 心のケア
	周囲の生徒	
	☐ 「いじめは絶対に許さない」という教職員の姿勢を示し、学校・クラス全体の問題として取り組む環境をつくる	

	被害生徒の保護者	加害生徒の保護者
保護者への対応	☐ 電話による概要説明 ＊事実のみを正確に伝え、家庭訪問の了解を得る。 ☐ 家庭訪問の実施 ＊複数の教職員で家庭訪問し、(管理下で起きた場合は)管理職より学校管理下で起きたことに対する謝罪を第一とする。 ＊詳細を説明し、誠意をもって対応する。 ＊学校の対応方針等への理解を得て、協力を依頼する。 ＊必要であれば外部専門機関等を紹介する。 ＊場合によっては警察に被害届を出すことも検討する。	☐ 電話による概要説明(保護者来校依頼) ＊複数の教職員で面談し、事実を整理して伝える。 ＊温かい態度で接し、加害生徒への非難は避ける。 ＊加害生徒が複数いる場合は公平に対応する。 ☐ 懇談において今後の対応策を相談 ＊管理職より保護者の困り感に寄り添う言葉かけを行い、今後の支援の在り方について、共に考える。 ＊学校の指導・支援の在り方について説明する。 ＊事象の具体的な内容や被害生徒の心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、理解と協力を依頼する。 ＊必要であれば外部専門機関等を紹介する。
見届け	☐ 市教委への報告および関係機関との連携 ☐ 教育相談係やスクールカウンセラー等による心のケア ☐ 聞き取りなど継続的な指導(最低3カ月) ＊職員連絡会を行い、いじめについて周知を図り、組織的に支援する。	

※いじめ防止対策推進法、国及び県のいじめ防止基本方針、学校いじめ防止対策基本方針に基づき、いじめ防止対策及びいじめへの具体的な対応を円滑に実施すること。